

○複数年にわたる業務委託契約に係る労務費のスライド条項運用基準

制定：令和8年9月14日財政部長決裁 財資第606号

1 目的

本運用基準は、複数年にわたる業務委託契約において賃金水準の変動を反映した契約金額の変更に係る規定（以下「スライド条項」という。）を適用するに当たり、契約金額の変動額（以下「スライド額」という。）の算定方法及び受注者との協議等の進め方等について整理するものである。

2 適用対象契約

複数年にわたる業務委託契約のうち、市長が必要と認めたもの。

3 入札公告等における明示

発注担当課又は契約担当課は、本運用基準の対象となる契約について、入札公告、プロポーザル募集要項等（以下「入札公告等」という。）に適用対象契約である旨明記するとともに、契約関係書類として本運用基準（別紙、様式を含む。）を提示すること。

4 契約の締結

発注担当課又は契約担当課は、適用対象契約の契約に当たっては、「賃金の変動に基づく委託金額の変更に係る特約条項」（別紙1）及び受注者において作成した「契約金額内訳書」（様式1）を契約書に同綴すること。

5 スライド額の決定方法

（1）スライド額の算出

次の式によりスライド額を算出する。

$$\boxed{\text{スライド額}} = \boxed{\text{直接人件費（未履行分）}} \times \boxed{\text{変 動 額}} \times \boxed{\text{最低賃金変動率}}$$

※ 直接人件費（未履行分）は、契約時に提出された「契約金額内訳書」の「直接人件費」を履行期間の月数で除し、基準日を含む月以降の残りの月数を乗じて算出する（例：直接人件費360万円、履行期間の月数36か月、基準日を含む月を契約締結日から13か月目とした場合、直接人件費（未履行分）＝360万÷36か月×24か月＝240万円）。

※ 「契約金額内訳書」は、業務の品質を維持するための適正かつ必要最低限の経費を計上することとし、「直接人件費」に過剰な経費が計上されていないことを確認すること。

※ 最低賃金変動率は、 $\left(\frac{\boxed{\text{基準日時点の千葉県最低賃金}}}{\boxed{\text{契約締結時点の千葉県最低賃金}}} - 1 \right)$ で算出する。

※ スライド額に小数点以下の端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てる。

（2）スライド額の確認

発注担当課は、（1）で算出したスライド額を、スライド協議請求可能日の1か月前（契約締

結日から11か月経過後)を目途に、受注者に提示すること。

(3) スライド額の協議の請求

受注者は、契約締結日から12か月経過後にスライド額の協議の請求を行うことができる。

その際、受注者は、「スライド協議請求書」(様式2)を発注担当課に提出すること。

なお、希望基準日が履行期間の終期の2か月以内である場合は請求することができない。

(4) スライド額の基準日及び協議開始日の設定

発注担当課は、スライド額の基準日及びスライド協議開始日について、「基準日及びスライド協議開始日について(通知)」(様式3)により受注者に通知する。

※ スライド額の基準日は、原則スライド額の協議の請求日とする。

(5) スライド額の決定

発注担当課は、スライド額、契約変更予定日及び回答期日を記載した「スライド額の協議について」(様式4)を受注者に通知する。

受注者は、提示されたスライド額に異議がない場合は、通知の日から14日以内(休日を含む。)に、「承諾書」(様式5)を発注担当課に提出する。

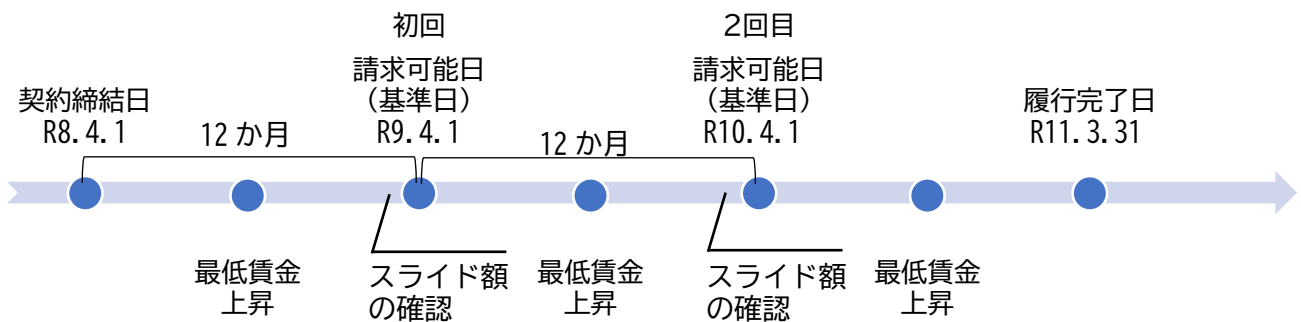
通知の日から14日以内に「承諾書」の提出がない場合又は協議が整わない場合は、「スライド額の協議について」で通知したスライド額で決定するものとし、発注担当課より「スライド額の通知について」(様式6)を受注者に通知する。

※ スライド額を算出した結果、スライド額が0円を超えない場合は、スライド額を0円として、変更契約は行わない。

【スライド協議のスケジュール例】

契約締結日：令和8年4月1日 履行期間：令和8年4月1日～令和11年3月31日(36か月)

※請求可能日にスライド額の協議の請求をした場合



6 変更契約

発注担当課は、受注者との協議が整い次第、速やかに変更契約を締結すること。

その際、変更契約書と併せて「労働者への適正な賃金水準の確保について(お願い)」(別紙2)を提示すること。

7 契約保証金、延滞金及び違約金

契約保証金、延滞金及び違約金を算定する場合の基準額は、本運用基準の適用により契約金額

を変更した場合は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 契約保証金

本運用基準適用により契約金額を変更した場合であっても増額分を増徴しない。

(2) 延滞金及び違約金

本運用基準適用により契約金額を変更した場合、変更後の契約金額を基に算出する。

8 2回目以降のスライド額の確認について

2回目(原則として契約締結日から24か月経過後)以降の基準日におけるスライド額を算出する場合は、次の式によりスライド額を算出する。なお、「5 スライド額の決定方法」のうち、(2)から(5)について、2回目以降の手続を実施する場合は、「契約締結日」を「前回の基準日」と読み替えて適用する。

$$\boxed{\text{2回目以降のスライド額}} = \boxed{\text{直接人件費(未履行分)}} \times \boxed{\text{変 動 額}} \times \boxed{\text{最低賃金変動率※2}}$$

※1 「前回の基準日において算出した直接人件費(未履行分)」+「前回の基準日において算出したスライド額」÷「前回の基準日を含む月以降の残りの月数」×「スライド額の確認の対象となる基準日を含む月以降の残りの月数」

(例:前回の基準日において算出した直接人件費(未履行分)を240万円、前回の基準日において算出したスライド額を12万円、前回の基準日を含む月以降の残りの月数を24か月、スライド額の確認の対象となる基準日を含む月以降の残りの月数を12か月とした場合、直接人件費(未履行分)=(240万円+12万円)÷24か月×12か月=126万円)

※2 「スライド額の確認の対象となる基準日時点の千葉県最低賃金」÷「変更契約締結時点の千葉県最低賃金」-1

附則

この基準は、決裁の日から施行し、同日以降に公告又は公募する案件に適用する。

賃金の変動に基づく委託金額の変更に係る特約条項

令和 8 年 9 月作成

- 1 発注者又は受注者は、履行期間内で契約締結日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準の変動により委託金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して委託金額の変更を請求することができる。ただし、当該請求可能日が履行期間の終期の 2 か月以内である場合は請求することができない。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前未履行分委託金額（委託金額から当該請求時の既履行部分に相当する委託金額を控除した額をいう。以下この条項において同じ。）と変動後未履行分委託金額（直接人件費に相当する額を変動後の賃金を基礎として算出した当該額に置き換えた変動前未履行分委託金額に相応する額をいう。以下この条項において同じ。）との差額について、委託金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前未履行分委託金額及び変動後未履行分委託金額は、請求のあった日を基準とし、賃金水準の変動率に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により委託金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中、「契約締結日」を、「直前のこの条項に基づく委託金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 第 3 項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇 〇〇 様

我孫子市長 星野 順一郎

労働者への適正な賃金水準の確保について（お願い）

日頃より、本市の契約制度に御理解、御協力をいただきありがとうございます。
さて、標記の件につきまして、貴社からの申請及び協議の結果、賃金の変動に基づく委託金額の変更に係る特約条項（以下「スライド条項」という。）の規定に基づき、労務費等の上昇を反映した契約金額の増額変更を行うこととなりました。
つきましては、当該スライド条項の趣旨に鑑み、下記の事項にご配慮のうえ、増額分を適切に運用いただきますようお願いいたします。

1 労務費の適正な反映

当該業務に従事する労働者に対する賃金・手当・社会保険料等の支払に、増額分を適切に反映すること。

国・県（市等）の示す公的な指標（低賃金、公共調達における価格転嫁指針等）がある場合には、それらを勘案した水準確保に努めること。

2 不当なコスト圧縮の回避と品質確保

賃金・安全衛生・教育訓練・品質管理に係る必要経費を不当に削減しないこと。

業務仕様書・履行計画書に基づき、品質・納期・体制の確保に必要な経費配分を行うこと。

3 コンプライアンスの徹底

労働関係法令（最低賃金法、労働基準法、労働安全衛生法、社会保険関係法令等）を遵守すること。

4 実施状況の確認

増額分の反映状況について、発注課から資料（給与規程の改定写し、通知書面の写し等）の提出をお願いする場合があります。

提出いただいた資料は本件確認の目的のみに使用し、法令及び当市の情報取扱規程に則り適切に管理します。

貴社におかれましては、本趣旨をご理解の上、適正な価格転嫁と賃金水準の確保に引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。ご不明の点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

【問合せ】

我孫子市 ○○部 ○○課

担当：○○○○

TEL：04-71○○-○○○○

FAX：04-○○○○-○○○○

契約金額内訳書

受注者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

【本様式への押印を省略する場合は必ず以下を記載すること。】

本件責任者氏名

本件担当者氏名

連絡先

委託業務名			
契約期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
契約金額		円	
(内訳)			
番号	項目	金額	内容
①	直接人件費	円	本業務に従事する者に係る賃金
②	直接物品費	円	本業務の実施に必要な物品等に係る費用
③	業務管理費	円	業務を実施するうえで、現場業務を管理運営するために必要な①②以外の費用
④	一般管理費等	円	企業を維持経営していくために必要な①～③以外の費用で、一般管理費及び営業利益
⑤	合計 (税抜き)	円	①～④の合計額
⑥	消費税相当額	円	⑤×10% (1 円未満端数切捨て)
⑦	合計 (税込み)	円	⑤+⑥

※ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。

※ 直接人件費には、本業務に従事する者の健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は含まない。

※ 本店及び支店の従業員等に係る賃金等は④で計上すること。

※ 見積金額（税込）は履行期間の総額として計上すること。

※ 支払は契約金額（税込）を契約期間（月数）で除した金額を月払いすることを想定する。

※ 本業務は「複数年にわたる業務委託契約に係る労務費のスライド条項運用基準」の対象業務である。直接人件費の算定に当たっては、当該運用基準の適用を想定して行うこと。

(様式1)

(記載例)

令和〇年〇〇月〇〇日

契約金額内訳書

受注者

所在地 〇〇県〇〇市〇〇-〇

商号又は名称 株式会社〇〇

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

【本様式への押印を省略する場合は必ず以下を記載すること。】

本件責任者氏名 〇〇 〇〇

本件担当者氏名 〇〇 〇

連絡先 ×××-××××-××××

委託業務名		〇〇〇〇〇業務委託		
契約期間		令和〇年〇〇月〇〇日　～　令和〇年〇〇月〇〇日		
契約金額		19,800,000円		
(内訳)				
番号	項目	金額		内容
①	直接人件費	12,300,000	円	本業務に従事する者に係る給与
②	直接物品費	720,000	円	本業務の実施に必要な物品等に係る費用
③	業務管理費	2,160,000	円	業務を実施するうえで、現場業務を管理運営するために必要な①②以外の費用
④	一般管理費等	2,820,000	円	企業を維持経営していくために必要な①～③以外の費用で、一般管理費及び営業利益
⑤	合計 (税抜き)	18,000,000	円	①～④の合計額
⑥	消費税相当額	1,800,000	円	⑤×10%（1円未満端数切捨て）
⑦	合計 (税込み)	19,800,000	円	⑤+⑥

(様式 2)

年 月 日

我孫子市長 星野 順一郎 あて

受注者
所在地
商号又は名称
代表者氏名
【本様式への押印を省略する場合は必ず以下を記載すること。】
本件責任者氏名
本件担当者氏名
連絡先

スライド協議請求書

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項の規定に基づき、
次のとおりスライド協議を申し出ます。

委託業務名	
契約金額 (総額)	円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
契約日	年 月 日
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
履行場所	

契約金額の変更	希望する／希望しない
希望基準日	年 月 日

- ・希望基準日は、原則この請求を提出する日とする。
- ・契約金額の変更を希望しない場合は、希望基準日の記載は不要。

(様式2)

(記載例)

令和〇年〇〇月〇〇日

我孫子市長 星野 順一郎 あて

受注者
所在地 〇〇県〇〇市〇〇-〇
商号又は名称 株式会社〇〇
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
【本様式への押印を省略する場合は必ず以下を記載すること。】
本件責任者氏名 〇〇 〇〇
本件担当者氏名 〇〇 〇
連絡先×××-×××××-××××

スライド協議請求書

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定に基づき、
次のとおりスライド協議を申し出ます。

委託業務名	〇〇〇〇〇業務委託
契約金額 (総額)	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)
契約日	令和〇年〇〇月〇〇日
履行期間	令和〇年〇〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日まで
履行場所	我孫子市〇〇

契約金額の変更	希望する 希望しない
希望基準日	令和〇年〇〇月〇〇日

- ・希望基準日は、原則この請求を提出する日とする。
- ・契約金額の変更を希望しない場合は、希望基準日の記載は不要。

(様式3)

第 号
年 月 日

(受注者) 様

我孫子市長 星野 順一郎

基準日及びスライド協議開始日について（通知）

年 月 日付で提出のあった「スライド協議請求書」について、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項の規定により、次のとおり基準日を定めるとともにスライド額の協議を開始します。

委託業務名	
基準日	年 月 日
協議開始日	年 月 日

(様式4)

第 号
年 月 日

(受注者) 様

我孫子市長 星野 順一郎

スライド額の協議について

年 月 日付で提出のあった「スライド協議請求書」について、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額を次のとおりとしたいので協議します。

なお、ご異議のないときは、回答期日までに承諾書を提出してください。

委託業務名	
スライド額 (総額)	円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
契約変更予定時期	協議が整い次第、速やかに行う。
回答期日	年 月 日

(様式5)

年 月 日

我孫子市長 星野 順一郎 あて

受注者
所在地
商号又は名称
代表者氏名
【本様式への押印を省略する場合は必ず以下を記載すること。】
本件責任者氏名
本件担当者氏名
連絡先

承 諾 書

年 月 日付文書「スライド額の協議について」により協議があったスライド額については、次のとおり承諾します。

委託業務名	
スライド額 (増額分)	円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
変更後委託金額	円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

(記載例)

令和〇年〇〇月〇〇日

我孫子市長 星野 順一郎 あて

受注者
所在地 〇〇県〇〇市〇〇-〇
商号又は名称 株式会社〇〇
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
【本様式への押印を省略する場合は必ず以下を記載すること。】
本件責任者氏名 〇〇 〇〇
本件担当者氏名 〇〇 〇
連絡先×××-×××××-×××××

承 諾 書

令和〇年〇〇月〇〇日付文書「スライド額の協議について」により協議があったスライド額については、次のとおり承諾します。

委託業務名	〇〇〇〇〇業務委託
スライド額 (増額分)	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)
変更後委託金額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)

(様式6)

第 号
年 月 日

(受注者) 様

我孫子市長 星野 順一郎

スライド額の通知について

令和 年 月 日付文書「スライド額の協議について」によりスライド額の協議をしましたが、協議が整わず、令和 年 月 日の回答期日までに承諾をいただけませんでした。

つきましては、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第3項の規定により、スライド額を次のとおり定めましたので通知します。

委託業務名	
スライド額 (増額分)	円 (うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
契約変更予定時期	速やかに行う。